

# 4. (2) ⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

**概要** 【認知症対応型共同生活介護★】

○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】

**基準**

<現行>  
自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。



<改定後>  
自らサービスの質の評価を行うとともに、  
次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。  
i 外部の者による評価  
ii 運営推進会議における評価

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

運営推進会議	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症グループホーム	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護
○ 6月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	○ 6月に1回以上開催	○ 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	○ 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	○ 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	○ 2月に1回以上開催	○ 2月に1回以上開催	○ 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議							
外部評価	※H27～ 介護・医療連携推進会議に統合		※H27～ 運営推進会議に統合	都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、結果を公表			※H27～ 運営推進会議に統合